

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

1. 目的

近年の夏季における気象状況を踏まえ、工事現場の熱中症対策にかかる経費に関して、現場管理費の補正を試行する。

2. 用語の定義

(1) 真夏日

暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

※午前中のみ工事を行う場合や、夜間工事である場合等においても、暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上であれば真夏日とする。

(2) 対象期間

現場着手日から現場完了日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始は6日間、夏季休暇は3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

※週休2日の推進に係る実施要領と「対象期間」の定義が異なるため留意すること。

※工期延長を行った場合は、工期延長後の現場完了日までの期間とする。

※変更契約の手続き上、現場完了日までを対象期間とすることが困難な場合は、受発注者協議により、別途定めた日を本試行における現場完了日と見なすことができるものとする。

(3) 休工日

工事現場において、1日を通して作業を実施しない日をいう。

また、現場事務所等における事務作業のみを行う場合は、作業日ではないため、休工日として取り扱うものとする。

※巡回パトロールや保守点検等を行う場合、作業日として取り扱うものとする。

(4) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 対象期間中の真夏日（日） ÷ 対象期間（日）

※真夏日率は小数第2位止め（3位四捨五入）

※休工日は対象期間には含めるが、対象期間中の真夏日には含めないものとする。

3. 対象工事及び適用

(1) 対象工事

令和5年4月1日以降の単価を適用して発注する土木工事・造園工事を対象とすることができる。

ただし、以下の工事は対象外とする。

①単価契約工事、②港湾工事4工種^{※1}

※1：港湾浚渫工事、港湾構造物工事、防舷材、電気防食工事、海岸工事（港湾工事）

(2) 対象工事の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、暑さ指数の状況に応じた現場管理費の補正を行う場合は、特記仕様書等に明示する。

(3) 適用

令和5年4月1日以降の単価を適用して発注する土木工事・造園工事の内、請負人が現場管理費の補正を希望した場合、熱中症対策を実施する前において、受発注者による書面（工事打合簿による）協議の上、適用できるものとする。

(4) 適用対象

現場作業員個人に対する熱中症対策（例：通気性の良い服装、水分・塩分の摂取など）を実施した場合に、適宜、監督員による履行確認の上、適用（補正）するものとする。

4. 積算方法等

請負人より提出された計測・確認結果資料等をもとに、受発注者協議の上、熱中症補正値を現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

(1) 補正方法

熱中症補正値（％）＝ 真夏日率 × 1.2

※熱中症補正値は、小数第2位止め（3位四捨五入）

(2) 現場管理費

現場管理費＝対象純工事費×（（現場管理費率×補正係数^{※1}）＋現場管理費補正値^{※2 ※3}）

※1 補正係数 ：地域補正等

※2 現場管理費補正値：熱中症補正値、緊急工事等補正値

熱中症補正値は、現場管理費補正値の一項目である。

※3 熱中症補正値のみの場合、現場管理費補正値は最高1.2％となる。

緊急工事等補正値のみの場合または熱中症補正値と緊急事等補正値が重複する場合は最高2.0％となる。

5. 計測方法等

(1) 計測方法

請負人より提出される施工計画書に、対象期間中における暑さ指数の計測・確認方法及び熱中症対策の内容を記載する。

※環境省が公表している暑さ指数（WBGT）を確認する場合の計測地点は、「神戸」とする。

(2) 計測結果等の報告

請負人は、施工計画書に基づき、計測・確認結果資料や当該工事における熱中症対策の履行確認資料（写真等）を発注者に提出する。

6. 週休2日制の経費補正を行う場合の適用

週休2日制の補正と同時に熱中症対策に資する現場管理費率の補正を行う場合は、現場管理費補正值の加算後に週休2日制の補正係数を乗じる。

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times \{(\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{現場管理費補正值}\} \times \text{週休2日制補正係数}$$